

【2021年12月】

「奨学金継続願」の提出手続き及び適格認定に関する説明資料

■はじめに

毎年1回、奨学金継続の意思を確認するために「奨学金継続願」の提出が必要です。

提出後、大学が奨学金継続の可否を判断する「適格認定」を行います。学業成績等の状況によっては、奨学生としての資格を失うこともあります。

貸与奨学金は返還する義務があることを十分自覚したうえで、スカラネット・パーソナルから手続きをしてください。

■「奨学金継続願」の提出

- ・毎年1回、来年度の奨学金の継続を希望するかしないかを機構に提出することです。
- ・過去1年間の学業成績等を振り返って、奨学生としての自覚を再認識する機会です。
- ・自身の経済状況や将来の返還を考慮しながら、奨学金の必要性や適正な貸与月額を判断する重要な機会です。

■適格認定

- ・提出した「奨学金継続願」の内容と学業成績等を総合的に審査し、必要な措置をとることです。
- ・「奨学金継続願」を提出したからといって、必ずしも継続して貸与されるわけではありません。

■手続きの流れとポイント

- ①スカラネット・パーソナルから「貸与額通知」の内容を確認したら、自身の経済状況等を振り返り、貸与終了後の返還額等を確認し、奨学金の必要性について判断してください。
- ②『「奨学金継続願」入力準備用紙』の注意事項等をよく読んだうえで作成してください。併せて、貸与月額が適正かどうかを判断してください。
- ③作成した内容をもとに、スカラネット・パーソナルから、1月31日(月)まで提出(入力)してください。

■手続き上の留意事項

- ①期限までにスカラネット・パーソナルから継続願を提出(入力)しない場合は、「廃止」となり、4月以降の奨学金は振り込まれませんので十分注意してください。

②奨学金の継続を希望しない場合は、継続願を入力する際に、「奨学金の継続を希望しません」を選択します。3月まで貸与され、4月以降の奨学金は辞退となり、振り込まれなくなります。

■継続願作成上の留意事項

(入力準備用紙 P4 7.) 経済状況の収入金額と支出金額の差額が 30 万円以上ある場合は、大学でデータを受信する際、エラーの対象となりますので、提出（入力）前に金額誤りや項目漏れなどがないか必ず確認してください。

誤りや漏れを確認したうえで、それでも 30 万円以上差額がある場合は、面接等・指導の対象となりますので、提出する前に事務局にご相談ください。

(参考)

7. あなたの 2020 年 12 月 (2021 年 4 月入学者は 2021 年 4 月) から 2021 年 11 月の収入と支出の差額

収入合計(★) - 支出合計(☆) = (65) 万円 (自動表示)

※ 実際の画面は自動表示されますが、事前に、5. 収入合計(★)から6. 支出合計(☆)を差し引いて計算してください。

※ 差額がマイナス(支出>収入)の場合、入力時に次の画面に進むことができません。金額に間違いがないか確認してください。

■適格認定（3つの要素）

以下の要素に基づき奨学金貸与の継続の可否等を判断することになります。

①人物

生活全般を通じて態度・行動が貸与奨学生にふさわしく奨学金の貸与には返還の義務があることを自覚し、かつ将来良識ある社会人として活躍できる見込みがあること。

②学業

修業年限で確実に卒業（修了）できる見込みがあること。

③経済状況

修学を継続するために引き続き奨学金の貸与が必要と認められること。

■適格認定（4つの認定区分）

以下の区分の内容に応じて、奨学金交付の取扱いや指導等が実施されることになります。

①廃止

貸与奨学金の資格を失わせる。

②停止

1年以内で学長が定める期間、貸与奨学金の交付を停止する。

③警告

貸与奨学金の交付を継続するが、学業成績が回復しない場合は、次回の適格認定時に貸与奨学金の交付を停止し又は貸与奨学生の資格を失わせることがあることを警告し指導する。

